

部室借用心得

- 1 部室は借用団体の代表者が運営使用責任者となり、各借用団体は責任者名を学生部長に届け出て、入口に責任者名を明示すること。
- 2 部室の使用時間は8時30分から20時までとする。それを超過するときは学生部長の許可を受けること。
- 3 部室の鍵は部の責任において設備し、盗難防止に努め、合鍵一個を火災その他緊急事態に備えて学生課に寄託しておくこと。
- 4 部室の備品・器具等は目録を作りスポーツセンター事務室に届け出ること。
- 5 電熱器その他一切火気類の使用を厳禁する。
- 6 喫煙は灰皿の備えつけてある所定の場所以外では行わない。
- 7 部室並に共用部門は各借用団体において清掃し、清潔を保たなければならない。上記心得に違反した場合は当該部室の使用を禁止することがある。